

美里町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表 (本文)

現 行	変更案
<p>第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標</p> <p><u>1 美里町は、宮城県北部の豊かな穀倉地帯として知られる大崎平野の南端に位置し、起伏の少ない地形や用水の確保が容易であるなどの恵まれた条件を生かして水稻を主体とする農業生産を展開してきた。一方、経営の発展を目指し、畜産や野菜・花きの施設園芸を経営の柱とした複合経営に取り組む経営体も存在し、その中には大型施設による園芸作物の周年生産を行う法人経営体も見られる。</u></p> <p><u>今後は、特にこのような施設園芸の導入を推進し、担い手を中心に高収益性の作目、作型を導入して地域として産地化を目指す。それとともに、土地利用調整や労働力の提供において、土地利用型農業の拡大を志向する農業者と施設園芸による集約的経営を展開する農業者、さらには、その他地域内農業者との合意に基づき、その役割分担を明確化しながら、地域農業の複合化についても強力に推進していくこととする。</u></p> <p><u>また、このような農業生産を展開する上で、基礎となる農地の大区画化や汎用化を一層推進するとともに、優良農地の確保及び拡大とその有効利用に努め、農業の持続的発展に向けた秩序ある農地の土地利用を促進する。</u></p>	<p>第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標</p> <p><u>1 美里町の農業の概要</u></p> <p><u>美里町は、宮城県北部の豊かな穀倉地帯として知られる大崎平野の南端に位置し、J R東北本線、陸羽東線及び石巻線が交差するとともに、2本の国道が走る交通の要衝となっている。</u></p> <p><u>気候は太平洋側気候で、冬季の降水量が少なく降雪期間も比較的短い。また、奥羽山系を源とする鳴瀬川、江合川の2本の一級河川が町を貫流し、平成29年12月には「持続可能な水田農業を支える『大崎耕土』の伝統的水管理システム」として世界農業遺産に認定されるなど、この水利に恵まれた農業が町の基幹産業となっている。</u></p> <p><u>農業経営においては、起伏の少ない地形や高い農地整備率などを生かし、水稻を主体とする農業生産を展開してきた。また、水田を活用した麦や大豆の作付け拡大や高収益作物への転換を進めるとともに、野菜・花きの施設園芸や果樹、畜産を柱とした複合経営への取組を推進してきたところである。</u></p> <p><u>農業経営体については、減少傾向にあり基幹的農業従事者の平均年齢も年々上昇している状況にある。また、小規模及び大規模の経営体に二極化する傾向が見られるとともに、経営規模の拡大が顕著となっている。</u></p> <p><u>近年の農業生産については、機械設備の高性能化、栽培技術の向上はもとより、データを活用した生産管理等の仕組みが農業にも導入されはじめており、これら最新設備や技術の導入が求められるほか、生産基盤である農地の生産性を高めるため、作業の分散化や平準化を図るなど、引き続き、効率的かつ安定的な担い手の確保及び経営体質の強化が求められている。</u></p>

2 美里町の農業構造は、昭和40年代までは他産業への流出によって農業人口の減少が見られ、昭和60年以降、1次産業と2次産業が減少し、3次産業が増加する傾向が続いている。最近では離農に拍車がかかり、農業従事者の高齢化や後継者問題などにより農業の担い手不足が深刻となっている。

こうした中で、美里町では、農業の担い手となり得る意欲ある農業経営者や生産組織などの育成に努め、これらに農用地の利用集積を図り、経営規模の拡大や農業経営の合理化を推進してきたところである。その結果、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が見られ、今後も流動化は進むと想定される。

3 美里町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が魅力とやりがいのある職業として選択し得るよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにしつつ、その実現に向けて農業経営の改善に意欲的な担い手に施策を集中的に展開し、効率的かつ安定的な農業経営を育成していくこととする。

具体的には、農業経営の発展を目指す農業に対して、目指すべき効率かつ安定的な農業経営の目標を明示し、農用地の利用集積、経理管理の合理化などの農業経営基盤の強化を推進するための施策を集中的かつ積極的に実施する。

目標の設定にあたっては、他産業従事者と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間）の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの年間農業所得（主たる従事者1人当たり480万円程度、主たる従事者に補助従事者1～2人を加えた1経営体当たり600万円～720万円程度）の確保を目標とする。

4 美里町は、将来の美里町農業を担う若い農業経営者の意向やその他の農業経営に関する基本的な条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たっ

2 美里町の農業構造

美里町の農業構造は、昭和40年代までは他産業への流出によって農業人口の減少が見られ、昭和60年以降、1次産業と2次産業が減少し、3次産業が増加する傾向が続いている。また、農業従事者の高齢化や後継者問題などにより、離農に拍車がかかり、担い手不足が深刻化しつつある。

こうした中で、美里町では、農業の担い手となり得る意欲ある農業経営者や生産組織などの育成に努め、これらに農用地の利用集積を図り、経営規模の拡大や農業経営の合理化を推進してきたところである。その結果、経営体の法人化に併せた農地の流動化が促進され、今後も大規模化及び農地の流動化が進むものと想定される。

3 農業経営の目標

美里町は、地域の農業構造及びその見通しの下に、農業が産業として自立し、魅力とやりがいのある職業として選択し得るよう、農業経営の目標を明らかにするとともに、その実現に向け、集中的かつ効果的に施策を展開し、効率的かつ安定的な農業経営体を育成していくこととする。

具体的には、農業経営の発展を目指す農業者に対して、目指すべき効率かつ安定的な農業経営の目標を明示し、農用地の利用集積、経営管理の合理化など、農業経営基盤の強化を推進するための施策を集中的かつ積極的に実施する。

目指すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標は、他産業従事者並みの年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間）の水準を達成しつつ、他産業並みの年間農業所得（主たる従事者1人当たり480万円程度、主たる従事者に補助従事者1～2人を加えた1経営体当たり600万円～720万円程度）を確保することとする。

4 農業経営基盤の強化の方策

美里町は、将来の地域農業を担う経営体の育成・確保を図るため、美里町人・農地プランの中心経営体（以下「中心経営体」という。）や認定農業者等、意欲ある農業者及びその取組に対し、次に掲げる農業経営基

ては、これを支援する農業経営基盤強化促進事業やその他の措置を総合的に実施する。

まず、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合等が相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を構築するなどにより、「人・農地プラン」の実現を図るため、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。さらには、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農業者に対して、上記の濃密指導体制が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うことなどにより、各々の農業経営改善計画の早期達成や相互の連携が図られるように誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、現在実施している農業委員会を核とした農用地の利用集積に係る情報の収集・分析活動を一層活発化するとともに、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進め、担い手の経営規模の拡大を促進する。

また、これら農地の流動化に関しては、既に美里町にある農用地利用改善団体で行われている集団的土地利用調整を全町的に展開し、集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるように努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。）第2条第3項）及び農地利用集積円滑化事業（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）第4条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当た

盤強化促進事業やその他の措置を総合的に実施する。

（1）担い手の確保・育成及び経営安定支援

美里町は、地域農業の持続的な発展を図るため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、地域の話合い等に基づく実質化された人・農地プランの作成を推進し、将来にわたり地域の中心経営体として位置付けられる担い手の確保を図る。

特に、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で、重要な位置を占めるものであると同時に、農地所有適格法人等への発展母体としても重要な組織であることから、オペレーターの育成、農作業受委託の促進はもとより、経営管理面での強化を図る。

さらに、生産組織や大規模経営を目指す経営体については、関係機関との連携を図りながら、法人化の取組を支援するとともに、法人経営の安定化を支援する。

一方、農業就業人口の約5割を女性が占めており、農業の持続的な発展及び農業生産に重要な役割が期待されていることから、農業経営改善計画の共同認定の推進を図るとともに、女性農業者の活躍機会の創出など、農業経営への参画をより一層促進する。

（2）農産物の産地形成に向けた推進

競争力の高い園芸産地を確立するため、加工・業務用などの実需者ニーズに対応した生産を推進し産地化を図るとともに、既存産地の拡充や地域戦略作物の安定的な生産を振興する。

（3）担い手への農地集積と集約化の促進

担い手における土地利用の自由度を高めるため、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、農用地の利用実態に配慮した担い手への円滑な面的集積を促進する。

また、農業協同組合と連携し、農地貸借による経営規模拡大及び農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進し、意欲的な農業経営体の規模拡大に資するように努める。併せて、集約的な経営展開を助長するため、既存施設園芸の作型、品種の改善、新規作目の導入等による高収益化により、園芸を経営の中軸とする経営体の育成も推進する。

つては、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等、地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手が不足する地域においては、特定農業法人制度についての普及・啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指すとともに、それら制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらには、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、みどりの農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって意欲的な農業経営体の規模拡大に資するように努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、農業改良普及センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入等で、園芸を経営の中軸にした経営体の育成を推進する。

また、生産組織については、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置を占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、農作業受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。なお、大規模経営を志向する個別経営体についても、経営の合理化等の観点からメリットの享受が発現される可能性の大きいものについては、法人形態へ誘導する。

さらに、農村における女性は農業就業人口の約5割を占めており、農業の持続的な発展及び農業生産に重要な役割が期待されていることから、農業経営改善計画の共同認定の推進や女性農業者の活躍機会創出など、女性の農業経営への参画をより一層促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、それぞれの農業者が地域における役割を自他共に認識した上で、地域農業の複合化、地域資源の維持管理、農村

(4) 水田フル活用の推進

需要に応じた主食用米の生産と水田をフルに活用した飼料用米、大豆・麦類の作付け拡大や収益性の高い園芸作物への転換を推進する。

(5) 先端技術を活用したスマート農業の支援

農業へのICT活用による生産性の向上や事業の高度化、省力化等を図るため、最新設備等の導入を支援する。

(6) 農業経営体ごとの役割の明確化及び諸施策に係る理解の促進

大規模な農業経営体と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家や土地持ち非農家など、地域に住む人々がいきいきと暮らし、地域全体としての発展に結びつくよう、それぞれの機能や能力に応じた経営モデルを明確にしつつ、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化、農業構造の再編及び農業経営体の育成の意義について理解と協力を求めていく。

コミュニティーの維持が図られ、地域に住む人々がいきいきと生活でき、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家や農地を持たない住民にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化、農業構造の再編及び農業経営体の育成の意義について理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農業委員会の支援による認定農業者への農用地の集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、美里町が主体となって関係機関、関係団体にも協力を求めつつ、制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした土地改良事業等の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 美里町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区及び美里地域農業再生協議会その他関係団体と連携して、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者及び生産組織等を対象に、**経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む**生産方式や経営管理の合理化等の経営改善**方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催等を行う。**

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新規就農の状況

美里町の近年における新規就農者は年間5人に満たない状況である。将来にわたって地域農業を維持、発展させていくため、担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、美里町は青年層に職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標

(7) 認定農業者等への指導・研修

美里町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区及び美里地域農業再生協議会その他関係団体と連携して、認定農業者、今後認定を受けようとする農業者及び生産組織等を対象に、生産方式や経営管理の合理化等の経営改善を**支援する。**

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

美里町の近年における新規就農者は年間5人に満たない状況である。将来にわたって地域農業を維持、発展させていくため、担い手を安定的

を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる、新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、宮城県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標、年間130人を踏まえ、美里町においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人を増加させるため、集落営農組織の法人経営の加速化を支援する。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

効率かつ安定的な農業経営体が目指す目標は、他産業従事者並みの年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間～2,000時間程度）、年間農業所得（主たる従事者1人当たり480万円程度）としており、将来その目標を達成すべく、青年等においては、農業経営開始から5年後には、他産業従事者並みの年間農業所得の5割程度の農業所得（主たる従事者1人当たり240万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間～2,000時間程度）を目標とする。

ただし、農業経営基盤が盤石でない新規参入者や、収入を得るまで長い期間を要する果樹等の栽培に取り組む場合は、状況を勘案して目標を設定できるものとする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた美里町の取組
就農相談から経営定着の段階まで、きめ細やかに支援していくことが重要である。農業委員会、農地中間管理機構、農業改良普及センター及び農業協同組合等の関係機関が連携を密にし、一貫した支援を行う。また、近年増加している雇用就農者も、将来は経験を生かし自ら農業経営者となることが期待されることから、受け皿となる農業法人の経営強化を支援する。

かつ計画的に確保していく必要がある。

美里町は、青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や、宮城県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標、年間160人を踏まえ、美里町においては年間5人の新規就農青年等の確保を目標とする。また、雇用就農の受け皿となる法人経営体の増加を図るため、集落営農組織の法人化を支援する。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

効率かつ安定的な農業経営体が目指す目標は、他産業従事者並みの年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800時間～2,000時間程度）、年間農業所得（主たる従事者1人当たり480万円程度）としており、将来その目標を達成すべく、青年等においては、農業経営開始から5年後には、他産業並みの年間農業所得の5割程度の農業所得（主たる従事者1人当たり240万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり1,800時間～2,000時間程度）を目標とする。

ただし、農業経営基盤がぜい弱な新規参入者や、収入を得るまで長い期間を要する果樹等の栽培に取り組む場合は、状況を勘案して目標を設定できるものとする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた美里町の取組
就農相談から経営定着の段階まで、きめ細やかに支援していくことが重要である。農業委員会、農地中間管理機構、農業改良普及センター及び農業協同組合等の関係機関が連携を密にし、一貫した支援を行う。また、近年増加している雇用就農者も、将来は経験を生かし自ら農業経営者となることが期待されることから、受け皿となる農業法人の経営強化を支援する。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（別表）

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

美里町において、第1の6(2)の②に示す目標を達成するための主要な営農類型ごとの基本的指標は、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標のとおりであり、新たに農業経営を営もうとする青年等が取り組む農業経営においても、本指標を参考とする。

新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標は、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得を確保することであり、まず、この目標達成に向けた経営規模を確保し、将来的には第1の3に示す目標達成を目指す。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1 第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は次のとおりとする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（別表）

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

美里町において、第1の5(1)の②に示す目標を達成するための主要な営農類型ごとの指標は、第2の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標を参考とする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は次のとおりとする。

(注) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者とは、農林水産省による「担い手の農地利用集積状況調査」の定義に基づき、以下の農業経営体とする。

- ・認定農業者
- ・基本構想水準到達者
- ・集落営農経営（農業特定団体（法第23条第4項に規定する特定農業団体）、集落営農組織（複数の農業者により構成され共同販

○効率的かつ安定的な農業経営体が農用地の利用に占める面積のの目標

<u>効率的かつ安定的な農業経営体が農用地の利用に占める面積のの目標</u>	備 考
<u>70</u> %	

○効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(注) 1 効率的かつ安定的な農業経営（担い手）とは、農林水産省による「担い手の農地利利用集積状況調査」の定義に基づき、以下の経営体とする。

(1) 認定農業者

(2) 基本構想水準到達者

(3) 集落営農（特定農業団体、集落営農組織〔特定農業団体、複数の農業者により構成され、共同販売経理をする農作業受託組織〕）

(4) 認定新規就農者

2 目標年次は、おおむね平成37年度末とする。

○農業構造の指標

・農業経営改善計画の認定経営者数

区 分	<u>平成37</u> 年度
<u>経営体数</u>	<u>260</u> 経営体
個別経営体	<u>230</u> 経営体
<u>組織</u> 経営体	<u>30</u> 経営体

売経理をする農作業受託組織))

(1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地利用集積の面積の目標

<u>農用地利用集積の面積目標</u>	備 考
<u>90</u> %	

(2) 効率的かつ安定的な農業経営における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

(3) 農業構造の指標

・農業経営改善計画の認定農業者数

区 分	<u>令和12</u> 年度
<u>認定農業者数</u>	<u>300</u> 経営体
個人経営体	<u>250</u> 経営体
<u>法人</u> 経営体	<u>50</u> 経営体

区 分	<u>平成37年度</u>	集積率
耕地面積	<u>5, 130</u> ha	<u>70</u> %
効率的かつ安定的な農業経営 (<u>担い手</u>) への集積面積	<u>3, 590</u> ha	

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地利用集積の取組を促進する。その際、美里町は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

美里町は、宮城県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、美里町農業の地域特性を踏まえて、以下の方針に沿って農

区 分	<u>令和12年度</u>	集積率
耕地面積	<u>4, 940</u> ha	<u>90</u> %
効率的かつ安定的な農業経営 <u>を営む者</u> への集積面積	<u>4, 450</u> ha	

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

美里町は、農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた農地利用集積の取組を促進する。

また、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

美里町は、宮城県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の「第5 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、美里町の地域特性を踏まえて、以下の方針に沿って農業経

業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとする。

なお、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 利用権設定等促進事業に関する事項

美里町は、規模拡大を図ろうとする認定農業者、農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん譲受等候補者名簿（以下「あっせん台帳」という。）登載者及び農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）を地域農業の中核的な担い手と位置づけ、その者が生産性の高い先進的な農業を行えるような条件整備の一環として利用権の設定等はこれらの者へ優先的にあっせんを行う。

また、認定農業者以外の者が生産性の高い先進的な農業を目指す場合は、農業経営改善計画書の提出等について指導するものとする。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

業経営基盤強化促進事業に取り組むものとする。

農業経営基盤強化促進事業

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

1 利用権設定等促進事業に関する事項

美里町は、規模拡大を図ろうとする中心経営体、認定農業者及び農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）を地域農業の中核的な担い手と位置づけ、生産性の高い先進的な農業を行えるよう優先的に利用権の設定等を行うものとする。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定を受ける場合、次の(ア)から(エ)までの全て（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び(エ)の全て）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、あっせん台帳に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適正な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業を行う農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん事業に係るあっせん譲受等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件(農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件)の全てを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実

者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおり

施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げる全てを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地の全てについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおり

とする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係わる利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法72条の10第1項第2号の事業を併せて行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 美里町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 美里町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認められるとき、に農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う

とする。

- ⑦ 農業経営の受委託に係わる利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せて行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、また、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準、決済の方法及びその他の利用の条件並びに、移転される所有権の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準、支払の方法及び所有権移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 美里町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 美里町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認められるとき、は、農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う

場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 美里町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める(附則第2条によりみなされる場合は不要)。
- ② 美里町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 美里町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日に翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 美里町農業委員会は、認定農業者及びあっせん台帳登載者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者及びあっせん台帳登載者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、美里町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 美里町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行

場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 美里町は、法第6条第5項の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。
- ② 美里町は、(5)の申出その他の状況から農用地の利用集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 美里町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定(又は移転)された利用権の存続期間(又は残存期間)の満了後も農用地の利用集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定(又は移転)を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、中心経営体及び認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、中心経営体及び認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、美里町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 美里町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条第1項又は第89条の2第1項の規定により換地計画を定める場合に合って、農用地の利用集積を図るため利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び農業協同組合(営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等、農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる場合

う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ 美里町の全部又は一部をその事業実施区域とする農地利用集積円滑化団体は、その区域内の農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

⑤ ②から④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 美里町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 美里町は、(5)の②から④の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、美里町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 美里町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用

に限る。)は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定(又は移転)されている利用権の存続期間(又は残存期間)の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 美里町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 美里町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、美里町は、農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 美里町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用

地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等(1)の④に定める者である場合については、貸借権又は使用貸借による権利の設定に限る。を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払いの方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係わる法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払い(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係わる法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。)第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得

地の利用集積、利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するものとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるか確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所 又は所在地
- ② ①に規定する者が利用権の設定等(1)の④に定める者である場合については、貸借権又は使用貸借による権利の設定に限る。を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及び支払方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては、農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用の条件及び利用権の設定(又は移転) 等に係わる法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及び支払方法(持分の付与を含む。)その他所有権の移転に係わる法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2第1項で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が貸借権又は使用貸

を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

防止するための事項

(ア)農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者

(イ)現状回復の費用の負担者

(ウ)現状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ)貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

美里町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が5年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

美里町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を美里町の揭示板への揭示により公告する。

(10) 公告の効果

美里町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア)農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者

(イ)現状回復の費用の負担者

(ウ)現状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ)貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取決め

(オ)その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

美里町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者及び当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

美里町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を美里町の揭示場への揭示により公告する。

(10) 公告の効果

美里町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 農業委員会への報告

美里町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを美里町農業委員会に提出するものとする。

(13) 紛争の処理

美里町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14) 農用地利用集積計画の取消し等

① 美里町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによることにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員の内、いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 美里町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

美里町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 美里町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによることにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員の内、いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 美里町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 美里町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取^り消しに係る部分を美里町の所定の手段により公告する。

④ 美里町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 美里町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地利用集積円滑化事業又は農地中間管理事業の活用を図るものとする。美里町農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地利用集積円滑化団体又は(公社)みやぎ農業振興公社に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項

(1) 美里町は、町全域を区域として農地利用集積円滑化事業を行う実施主体との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同団体が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 美里町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び関係団体は、権利調整の委任代理並びに再配分機能を活かした農地利用集積円滑化事業を促進するため、実施主体に対し、情報提供、事業の協力をを行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 美里町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取^り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を美里町の揭示場への揭示により公告する。

④ 美里町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区

域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

美里町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落程度）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての

域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

美里町は、地域の農業関係者等が行う農用地の有効利用及び農業経営の改善の取組を促進するため、地域の農業関係者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の範囲等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落程度）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実

実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を美里町に提出して、農用地利用規程について美里町の認定を受けることができる。
- ② 美里町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定められるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 美里町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を美里町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることと見込まれること、定款

行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域の農業関係者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を美里町に提出して、農用地利用規程について美里町の認定を受けることができる。
- ② 美里町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。
 - ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
 - イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
 - ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
 - エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定められるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。
- ③ 美里町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を美里町の掲示板への提示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、法第23条第4項に規定する特定農業法人又は特定農業団体を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て農用地利用規程に定めることができる。

又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 美里町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定にかかる農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び所在地

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 美里町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地の利用権の設定又は農作業の委託等を受けること若しくは特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農

用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）及びあっせん台帳登載者に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 美里町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 美里町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（みやぎ農業振興公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、これら機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

美里町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあ

用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、中心経営体及び認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、支援

① 美里町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、支援に努める。

② 美里町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これら機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努めるものとする。

3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

美里町は、次に掲げる事項を推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあ

っせんの促進

- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群を育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

美里町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

っせんの促進

- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織等を育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権設定への移行促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、円滑な調整に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

美里町は、効率的かつ安定的な農業経営体を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組むため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入できるように、相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

美里町は、1 から 5 までに掲げた事項の推進に当り、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

① 県営圃場整備事業による水田の大区画化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくための条件整備を図る。

② 需要に即した米の計画的生産と、大豆・麦・牧草等の作付けによる自給率の向上による望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

③ 農業の多面的機能の発揮と農村地域の環境改善に努める。

④ 高生産性農業の確立を目指し、昭和57年から本格的な県営圃場整備に取り組んできたところである。平成元年には、二郷第三地区が高生産性大区画圃場整備事業の採択を受け1ha区画の造成もなされ、以後2地区が同事業の採択を受け、837haの水田が整備され水田営農の低コスト化に大きく貢献している。また、平成15年には、上区西部地区、平成19年には上区東部地区の整備が完了し、蛇沼向地区と青木川地区の整備を進めており、低コスト高生産性農業の実現に向けた取り組みを強力に推進していく。

一方、食糧法の施行以来、米を巡る情勢は、産地間競争の激化等、米価の下落等、一層厳しさを増しており、農協が運営する穀類等乾燥調製貯蔵施設（カントリーエレベーター）各生産組織が運営する

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

美里町は、1 から 4 までに掲げた事項の推進に当り、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

① 県営ほ場整備事業による条件整備

県営ほ場整備事業による生産基盤整備を通じて、水田の大区画化を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていくための条件整備を図る。

② 施策実現のための推進事業との関連

ア 水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻、転作作物の生産を通じ、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成を図るとともに、集落営農組織の法人化を推進する。

イ 需要に即した農産物の計画的な生産と水田をフルに活用した収益性の高い農業を推進し、農地集積と集約化による効率的かつ安定的な農業経営を営む者の営農発展に資するよう努める。

③ 農業環境整備事業との関連

水田や農業用水利施設等の効果的な維持整備及び農村における共同活動等の推進により、農業農村の持つ多面的機能の発揮を図る。

穀類等乾燥貯蔵施設(ライスセンター)との利用の調整を図りつつ、効率的かつ安定的な農業経営を確立するため町全体の流通体制の整備に向け強力に推進していく。

⑤ 新農業構造改善事業(昭和63年度～平成7年度)、農業農村活性化農業構造改善事業(平成5年度～平成6年度)及び地域農業基盤確立農業構造改善事業(平成7年度～平成11年度)によって地域農業構造の改善、農村の活性化、望ましい農業経営の育成を図り、経営構造対策事業(平成12年度～平成15年度)によって効率的で安定的な多様な経営体の育成を図り、地域農業構造の改善に資するよう努めてきたところである。今後も、これら事業により整備された施設を最大限に活用することにより安定的な農業経営の確立に資するよう努める。

⑥ 水田農業構造改革対策及びその他関連対策への積極的な取り組みによって、水稻作、水田を利用した麦・大豆・飼料作物・野菜等の本作としての定着・誘導により望ましい経営の育成を図ってきたところである。今後も、地域の農業者の合意を図りつつ、経営規模の拡大が生産コストの低減に結びつくよう、認定農業者等を中心とする共同利用、共同作業等による土地利用の見直しを行い、効率的な営農展開に資するよう努める。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

美里町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画

④ 地域の農業の振興に関するその他の施策

地域農業の振興に関するその他の施策の実施に当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるよう十分に配慮する。

(2) 推進体制等

美里町は、農業委員会、農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な農業経営を営む者の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、美里町は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

農業改良普及センターや農業協同組合などと連携し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入体制の確立を図る。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう、生産者との交流や、農業体験ができる仕組みなど、農業に関する知見を広められるような取組を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

美里町が主体となって宮城県農業大学校や農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力し、研修や営農指導などの就農前後のフォローアップの実施や、相談窓口の設置などを通じ、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の5(1)②に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

① 受入環境の整備

農業改良普及センターや農業協同組合などと連携し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入体制の確立を図る。

② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう、生産者との交流や、農業体験ができる仕組みなど、農業に関する知見を広められるような取組を行う。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

美里町が主体となって宮城県農業大学校や農業改良普及センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力し、研修や営農指導などの就農前後のフォローアップの実施や、相談窓口の設置などを通じ、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を

育成する体制を強化する。

③ 経営力の向上に向けた支援

他産業の経営のノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の推進及び指導と 農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については、宮城県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、美里町認定農業者連絡協議会や指導農業士等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組みを進める。

第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

美里町においては、これまで兼業農家や高齢農家等から担い手への農地の集積が図られ、農業生産が維持・発展してきたところであるが、経営農地が分散化していることにより農作業の負担が増大し、農地の効率的利用が困難な状況にある。また、今後10年で高齢化による離農等がさらに進行し、農地が大きく供給されることが予想されている。

このような状況の中で、将来にわたって農地を有効利用し、地域農業を維持・発展させるためには、担い手の経営農地を面的に集積し、農作業の効率化を図ることによって農地の引き受け能力を高め、さらなる経

育成する体制を強化する。

③ 経営力の向上に向けた支援

他産業の経営のノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の推進及び指導と 認定農業者への移行の推進

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者への移行を推進する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については、宮城県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、農業協同組合、美里町認定農業者連絡協議会や指導農業士等、農地の確保については、農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

営改善を目指してしくことが極めて重要となっている。

農地利用集積円滑化事業の実施主体（以下、「農地利用集積円滑化団体」という。）は、こうした課題を適格に解決できる者、具体的には、①担い手の育成・確保、担い手に対する農地の利用集積の積極的な取り組みが期待できること、②地域農業、とりわけ担い手に関する情報や農地の各種情報に精通している、③農地の出し手や受け手と的確にコミュニケーションを図れること、等の条件を満たす者が実施するものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

（1）美里町における農地利用集積円滑化事業は、市街化区域（都市計画法（昭和47年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で、同法第23条第1項の規定による協議が調ったもの（当該区域以外の区域に存する農用地と一体として農業上の利用が行われている農用地の存する区域を除く。））を除いた美里町全域を対象として行うことを基本とする。

（2）美里町を区分して農地利用集積円滑化事業を実施する場合、土地の自然的条件、農業者の農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況等を考慮し、大字単位とするなど、担い手への農地の面的集積が効率的かつ安定的に図られる、一定のまとまりのある区域を定めるものとする。

なお、美里町の区域のうち農業上の利用が見込めない森林地域等の区域を除いた農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域をいう。）を区域とする。

（3）複数の農地利用集積円滑化団体が農地利用集積円滑化事業を行う場合には、特定の農用地利用集積円滑化団体が優良農地の区域のみで事業を行うこと等により事業実施地域が偏ることがないように、美里町が町全域における事業実施地域の調整を行うこととする。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

（1）農地利用集積円滑化事業規程の具体的な内容

農地利用集積円滑化事業規程には、次に掲げる事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して行う農用地の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ アの委任に係る農用地等の保全のための管理に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施地域に関する事項

⑤ 事業実施が重複するその他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、宮城県農業委員会ネットワーク機構、美里町農業委員会等の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法の留意事項

(2) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

① 法第4条第3項各号に掲げる者（市町村を除く）は、2に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行おうとするときは、規則第12条の10に基づき、美里町に農地利用集積円滑化事業規程の承認申請を行い、美里町から承認を得るものとする。

② 美里町は、申請された農地利用集積円滑化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、①の承認をするものとする。

ア 基本構想に適合するものであること。

イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。

ウ 認定農業者が認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業

経営の改善に資するよう、農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。

エ 次に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(ア) 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。

(イ) 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込があったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。

(ウ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有していること。

(エ) (ア)から(ウ)に掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。

(オ) 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体並びに農地中間管理機構、宮城県農業委員会ネットワーク機構、美里町農業委員会等の関係機関及び関係団体の適切な連携が図られると認められるものであること。

(カ) 農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設は、規則第10条第2号イからニまでに掲げるものであること。

(キ) 規則第10条第2号イからニまでに掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものであること。

③ 美里町は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集

積円滑化事業規程について①の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経るものとする。

④ 美里町は、①の承認を行ったときは、その旨並びに当該承認に係る農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を美里町の所定の手続きにより公告する。

⑤ ①から④までの規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更の承認について準用する。

⑥ ③及び④の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の廃止の承認について準用する。

(3) 農地利用集積円滑化事業規程の取消し等

① 美里町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関し必要な報告をさせるものとする。

② 美里町は、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずるものとする。

③ 美里町は、農地利用集積円滑化団体が次に掲げる事項に該当するときは、(2)の①の規定による承認を取消することができる。

ア 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人、同項第2号に掲げる者(農地売買等事業を行っている場合にあっては、当該農業協同組合若しくは一般社団法人又は一般財団法人)でなくなったとき。

イ 農地利用集積円滑化団体が①の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ウ 農地利用集積円滑化団体が②の規定による命令に違反したとき。

④ 美里町は、③の規定により承認を取消したときは、遅滞なく、その旨を美里町の所定の手続きにより公告する。

(4) 美里町が農地利用集積円滑化事業を実施する場合は、次に掲げる規定により円滑化事業規程を定めるものとする。

① 美里町は、必要に応じ、農地利用集積円滑化事業規程を定め、2

に規定する区域を事業実施地域として農地利用集積円滑化事業の全部又は一部を行うことができるものとする。

② 美里町が①の規定により農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、美里町長は、当該農地利用集積円滑化事業規程について2週間の縦覧に供するものとする。この場合、あらかじめ縦覧の開始の日、場所又は時間を公告する。

③ ①に規定する農地利用集積円滑化事業規程は、(2)の②に掲げる要件に該当するものとする。

④ 美里町は、農地売買等事業に関する事項をその内容に含む農地利用集積円滑化事業規程を定めようとするときは、あらかじめ農業委員会の決定を経るものとする。

⑤ 美里町は、農地利用集積円滑化事業規程を定めるときは、その旨並びに当該農地利用集積円滑化事業規程で定める農地利用集積円滑化事業の種類及び事業実施地域を美里町の所定の手続により公告する。

⑥ ④及び⑤の規定は、農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止について準用する。

(5) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農業経営の改善に意欲的な経営体を集積の相手方とするが、当該経営体のうち、経営農地の立地状況を勘案して、集積対象となる農用地を最も有効に活用することのできる者を優先する。

(6) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

① 農地所有者代理事業を実施する場合には、農用地の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、委任に係る土地についての貸付等の相手方を指定することはできないものとする。

② 農地所有者代理事業を実施する場合には、基本要綱別紙7の第3の4に定める契約書例を参考に契約書を作成し、農用地等の貸付等の委任を申し込んだ農用地等の所有者と契約を締結するものとする。

③ 前項の委任契約の締結に当たっては、次に掲げる事項について留意するものとする。

ア 農地所有者代理事業の効率的な実施の確保、契約当事者間の紛争の防止等の観点から、委任事務及び代理権の範囲については、農用地等の所有者が農地利用集積円滑化団体に委任する内容に則して定めるものとする。

イ 所有権の移転をする場合の対価、賃借権を設定する場合の賃借権の存続期間及び借賃並びに農業経営又は農作業の委託をする場合の当該委託の存続期間及び委託料金については、農用地等の所有者が申し出た内容を基に、農地利用集積円滑化団体が委任契約に基づいて交渉する貸付け等の相手方と協議し、貸付け等の内容が農用地等の所有者が申し出た内容と異なる場合には、農用地等の所有者の同意を得る旨の定めをすることが望ましい。

ウ 受任した農用地等の貸付け等の相手方が替わっても、当該農用地等の所有者に代理して新たな相手方との貸付け等の契約が締結できるよう、委任契約の期間はできる限り長期とすることが望ましい。

④ 農地利用集積円滑化団体は、農用地等の所有者から当該事業にかかる委任契約の申込を受けた場合は、正当な事由がなければ委任契約の契約を拒んではならない。

⑤ 農地利用集積円滑化団体が、農用地等の保全のための管理を行う事業を実施する場合には、農用地等の所有者と書面による農作業等の受委託の契約を締結して行うものとする。

この場合、当該団体は、農用地等の保全のための管理作業について、他の者に再委託しても差し支えない。

(7) 売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

① 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が売買する農用地等の価格については、近傍類似の農用地等に係る取引価格等を参考に定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

② 売買等事業の実施に当たって、農地利用集積円滑化団体が貸借する農用地等の借賃については、農業委員会が提供している実勢借賃に関する情報を十分考慮して定めるものとする。その場合、必要に応じ、農業委員会の意見を聴くものとする。

(8) 研修等事業の実施に当たっての留意事項

- ① 農地利用集積円滑化団体は、新規就農者等に対する農業の技術、経営の方法の実地研修等を目的とする研修等事業を行う場合には、通常の管理耕作の範囲を超えて、作目、栽培方法の選択、農用地等の形質の変更等を行うことができるものとする。
- ② 研修の実施期間は、新規就農希望者の年齢、農業の技術等の取得状況に応じ、概ね5年以内とする。ただし、農地利用集積円滑化団体が借り入れた農用地等において研修等事業を行う場合には、研修等事業の実施期間は当該農用地等の借入れの存続期間とする。
- ③ 研修等事業の実施に当たって、当該団体は、農業改良普及センター、農業協同組合、地域の農業者等と連携して行うとともに、農業技術等を効率的に習得することができるよう努めるものとする。

(9) 他の関係機関及び関係団体との連携に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、多数の農用地等の所有者が農地利用集積円滑化事業を活用できるよう、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等の関係機関及び関係団体と連携して、農用地等の所有者、経営体に対し、農地利用集積円滑化事業のパンフレットの配布、説明会の開催等を通じた普及啓発活動に努める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月9日から施行する。

附則

第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

美里町において農地中間管理機構が特例事業を行う際は、美里農業振興地域整備計画の内容に則して適正かつ円滑に特例事業を行うものとし、美里町は、農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員会、農業改良普及センター等関係機関・団体との協調に努めるものとする。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成18年8月9日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成22年6月8日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成26年3月18日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成29年3月15日から施行する。

1 この基本構想は、平成22年6月8日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成26年3月18日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。

附則

1 この基本構想は、平成29年3月15日から施行する。

附則

1 この基本構想は、令和●年●月●日から施行する。

美里町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表（別表）

現 行					変更案				
<p>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（別表）</p> <p>第1で示すような目標を達成可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に美里町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、美里町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。</p> <p>【個別経営体】</p>					<p>第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標（別表）</p> <p>第1で示すような目標を達成可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に美里町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、美里町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。</p> <p>【個別経営体】</p> <p>●<u>経営管理の方法等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立</u> ・<u>複式簿記記帳に基づく財務管理</u> ・<u>生産技術の経営的評価に基づく生産管理</u> ・<u>経営の展開方向に応じた販売管理</u> ・<u>従事者の健康と作業性に考慮した労働管理</u> ・<u>家族経営協定及び就業規則による給料制、休日体制等の実施、年金制度の適切な活用</u> 				
営農類型	経営規模	農業所得 (千円)	生産方式	経営管理の方法等	営農類型	経営規模	経営試算	経営形態	生産方式
稲作	水稻 30ha 自作地:15ha 借入地:15ha	6,368 (合計) 6,368	(水稻) 機械化一貫体系 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ トラクター 50ps 1台 コンバイン 4条 1台 田植機 5条 1台 飼料用米との組合せ	○ <u>営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立</u> ○ <u>複式簿記記帳に基づく財務管理</u> ○ <u>生産技術の経営的評価に基づく生産管理</u> ○ <u>経営の展開方向に応じた販売管理</u> ○ <u>従事者の健康と作業性に考慮した労働管理</u> ○ <u>家族経営協定及び就業規則による給料制、休日体制等の実施、年金制度の適切な活用</u>	稲作	水稻 30ha 自作地:15ha 借入地:15ha	(粗収益) 3,620 万円 (経営費) 2,660 万円 (農業所得) 960 万円 主たる従事者 一人当たりの所得 720 万円	【家族経営】 主 1人 補 2人	(水稻) ・ <u>機械化一貫体系</u> ・ <u>品種:ひとめぼれを中心とした組合せ</u> ・ <u>トラクター 75ps 1台</u> ・ <u>コンバイン 5条 1台</u> ・ <u>田植機 8条 1台</u> ・ <u>飼料用米等との組合せ</u>
稲作 + 大豆作	水稻 22.5ha 大豆 7.5ha 自作地:15ha 借入地:15ha	4,672 1,746 (合計) 6,418	(水稻) 機械化一貫体系 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ トラクター 50ps 1台 コンバイン 4条 1台 田植機 5条 1台 飼料用米との組合せ (大豆) 稲作機械の稼働率向上	○ <u>営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立</u> ○ <u>複式簿記記帳に基づく財務管理</u> ○ <u>生産技術の経営的評価に基づく生産管理</u> ○ <u>経営の展開方向に応じた販売管理</u> ○ <u>従事者の健康と作業性に考慮した労働管理</u> ○ <u>家族経営協定及び就業規則による給料制、休日体制等の実施、年金制度の適切な活用</u>	稲作 + 大豆作	水稻 18ha 大豆 12ha 自作地:15ha 借入地:15ha	(粗収益) 3,220 万円 (経営費) 2,370 万円 (農業所得) 850 万円 主たる従事者 一人当たりの所得 730 万円	【家族経営】 主 1人 補 1人	(水稻) ・ <u>機械化一貫体系</u> ・ <u>品種:ひとめぼれを中心とした組合せ</u> ・ <u>トラクター 75ps 1台</u> ・ <u>コンバイン 5条 1台</u> ・ <u>田植機 8条 1台</u> (大豆) ・ <u>機械の共同利用</u>

<p>稲作 + 露地野菜 (玉ねぎ)</p>	<p>水稻 10ha</p>	<p>3,998</p>	<p>(水稻) 機械化一貫体系 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ トラクター 40ps 1台 コンバイン 4条 1台 田植機 5条 1台</p>	<p>○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日体制等の実施、年金制度の適切な活用</p>	<p>稲作 + 露地野菜 (玉ねぎ)</p>	<p>水稻 8ha</p>	<p>(粗収益) 1,900 万円 (経営費)</p>	<p>【家族経営】 主 1人 補 1人</p>	<p>(水稻) ・機械化一貫体系 ・品種:ひとめぼれを中心とした組合せ ・トラクター 31ps 1台 25ps 1台 ・コンバイン 4条 1台 ・田植機 5条 1台</p>
	<p>露地野菜 (玉ねぎ) 1.7ha</p>	<p>2,794</p>	<p>(玉ねぎ) 契約栽培 移植作業はJA委託 出荷は鉄コン出荷</p>			<p>(農業所得) 690 万円 主たる従事者</p>	<p>(玉ねぎ) ・秋まき</p>		
	<p>自作地:5ha 借入地:5ha</p>	<p>(合計) 6,792</p>				<p>自作地:5ha 借入地:5ha</p>	<p>一人当たりの所得 570 万円</p>		
					<p>稲作 + 露地野菜 (にんじん)</p>	<p>水稻 12ha</p>	<p>(粗収益) 1,740 万円 (経営費)</p>	<p>【家族経営】 主 1人 補 1人</p>	<p>(水稻) ・機械化一貫体系 ・品種:ひとめぼれを中心とした組合せ ・トラクター 45ps 1台 ・コンバイン 5条 1台 ・田植機 8条 1台</p>
				<p>露地野菜 (にんじん) 1ha</p>		<p>(農業所得) 630 万円 主たる従事者</p>	<p>(にんじん) ・秋冬どり</p>		
				<p>自作地:5ha 借入地:8ha</p>		<p>一人当たりの所得 510 万円</p>			
					<p>稲作 + 露地野菜 (キャベツ)</p>	<p>水稻 14ha</p>	<p>(粗収益) 2,490 万円 (経営費)</p>	<p>【家族経営】 主 1人 補 1人</p>	<p>(水稻) ・機械化一貫体系 ・品種:ひとめぼれを中心とした組合せ ・トラクター 30ps 1台 ・コンバイン 3条 1台 ・田植機 6条 1台</p>
				<p>露地野菜 (キャベツ) 2ha</p>		<p>(農業所得) 620 万円 主たる従事者</p>	<p>(キャベツ) ・秋冬どり</p>		
				<p>自作地:5ha 借入地:11ha</p>		<p>一人当たりの所得 500 万円</p>			

稲作 + 果樹	水稲	10ha	3,998	(水稲) 機械化一貫体系 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日体制等の実施、年金制度の適切な活用	稲作 + 果樹 (梨)	水稲	15ha	(粗収益) 2,280 万円	【家族経営】 主 1人 補 2人	(水稲)	・機械化一貫体系 ・品種:ひとめぼれを中心とした組合せ ・トラクター 40ps 1台 ・コンバイン 4条 1台 ・田植機 5条 1台	
	梨	50a	3,220	トラクター 40ps 1台 コンバイン 4条 1台 田植機 5条 1台			梨	0.5ha	(経営費) 1,550 万円		(農業所得)	730 万円	(梨) ・スピードスプレーヤー・トラクター等は共同利用
	自作地:5ha 借入地:5ha	(合計) 7,218	(梨) スピードスプレーヤー・トラクター・ 草刈機は共同利用	自作地: 5ha 借入地:10.5ha			主たる従事者 一人当たりの所得 490 万円						
稲作 + 施設花き	水稲	10ha	3,998	(水稲) 機械化一貫体系 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日体制等の実施、年金制度の適切な活用	稲作 + 施設花き	水稲	11ha	(粗収益) 4,250 万円	【家族経営】 主 1人 補 2人	(水稲)	・機械化一貫体系 ・品種:ひとめぼれを中心とした組合せ ・トラクター 40ps 1台 ・コンバイン 4条 1台 ・田植機 5条 1台	
	ばら	2,100 m ²	3,241	トラクター 40ps 1台 コンバイン 4条 1台 田植機 5条 1台			施設花き	3,000m ²	(経営費) 3,530 万円		(農業所得)	720 万円	(施設花き) ・パイプハウスによる周年栽培・周年出荷
	自作地:5ha 借入地:5ha	(合計) 7,239	(バラ) 鉄骨ハウスの周年栽培・周年出荷	自作地: 5ha 借入地:6.3ha	主たる従事者 一人当たりの所得 480 万円								
稲作 + 施設花き	水稲	10ha	3,998	(水稲) 機械化一貫体系 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日体制等の実施、年金制度の適切な活用	稲作 + 施設花き	水稲	10ha	(粗収益) 5,380 万円	【家族経営】 主 1人 補 1人	(水稲)	・機械化一貫体系 ・品種:ひとめぼれを中心とした組合せ ・トラクター 40ps 1台 ・コンバイン 4条 1台 ・田植機 5条 1台	
	菊	4,000 m ²	2,500	トラクター 40ps 1台 コンバイン 4条 1台 田植機 5条 1台			自作地: 5ha 借入地:6.3ha	(経営費) 4,780 万円	(農業所得)		600 万円	(肥育牛) ・素牛(去勢)導入 9ヶ月 ・肥育期間 20ヶ月 ・常時飼養頭数 60頭	
	自作地:5ha 借入地:5ha	(合計) 6,498	(菊) パイプハウスの周年栽培・周年出荷	自作地: 2ha 借入地:4ha	主たる従事者 一人当たりの所得 480 万円								
稲作 + 肥育牛	水稲	5ha	1,927	(水稲) 機械化一貫体系 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日体制等の実施、年金制度の適切な活用 ○肉牛ヘルパーの活用	稲作 + 肥育牛	水稲	6ha	(粗収益) 5,380 万円	【家族経営】 主 1人 補 1人	(水稲)	・機械化一貫体系 ・品種:ひとめぼれを中心とした組合せ ・トラクター 40ps 1台 ・コンバイン 4条 1台 ・田植機 5条 1台	
	肥育牛	60頭	5,042	トラクター 40ps 1台 コンバイン 4条 1台 田植機 5条 1台			自作地: 2ha 借入地:4ha	(経営費) 4,780 万円	(農業所得)		600 万円	(肥育牛) ・素牛(去勢)導入 9ヶ月 ・肥育期間 20ヶ月 ・常時飼養頭数 60頭	
	自作地:2ha 借入地:3ha	(合計) 6,969	(肥育牛) 素牛(黒毛和牛・去勢)導入 9ヶ月 肥育期間 20ヶ月 良質粗飼料の確保	自作地: 2ha 借入地:4ha	主たる従事者 一人当たりの所得 480 万円								

稲作 + 繁殖牛	水稻 5ha 繁殖牛 40頭 自作地:2ha 借入地:3ha	1,927 4,306 (合計) 6,233	(水稻) 機械化一貫体系 品種:ひとめぼれを中心とした組合せ トラクター 40ps 1台 コンバイン 4条 1台 田植機 5条 1台 (繁殖牛) 黒毛和種による繁殖 初産種付月数 14ヶ月齢 水田の効率的利用による飼料用 トウモロコシ 牧草等の自給飼料生産	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日体制等の実施、年金制度の適切な活用 ○肉牛ヘルパーの活用	稲作 + 繁殖牛	水稻 5ha 繁殖牛 15頭 自作地:2ha 借入地:3ha	(粗収益) 1,520 万円 (経営費) 830 万円 (農業所得) 690 万円 主たる従事者 一人当たりの所得 570 万円	【家族経営】 主 1人 補 1人	(水稻) ・機械化一貫体系 ・品種:ひとめぼれを中心とした組合せ ・トラクター 40ps 1台 ・コンバイン 4条 1台 ・田植機 5条 1台 (繁殖牛) ・黒毛和種による繁殖 ・初産種付月数 14ヶ月齢 ・常時飼養頭数 15頭	
	施設野菜	みず菜 2,600 m ²	6,184	パイプハウスの周年栽培・周年出荷 ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日体制等の実施、年金制度の適切な活用						
	施設花き	菊 7,700 m ²	6,058	パイプハウスの周年栽培・周年出荷 ○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制、休日体制等の実施、年金制度の適切な活用						

【組織経営体】

【組織経営体】

●経営管理の方法等

- ・構成員が共有する経営ビジョンの樹立
- ・複式簿記記帳に基づく財務管理
- ・生産技術の経営的評価に基づく生産管理
- ・マーケティングに基づく生産、販売対策
- ・経営の展開方向に応じた販売管理
- ・従事者の健康と作業性に考慮した労働管理
- ・就業規則による給料制、休日体制等の実施、年金制度の適切な活用
- ・経営形態に応じた労災・雇用保険の加入

営農類型	経営規模	農業所得 (千円)	生産方式	経営管理の方法等
稲作 + 小麦作 + 大豆作	水稲 60ha	17,008	主たる従事者5人の農地所有 適格法人 (水稲)	○法人経営体を前提 ○構成員が共有する経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○マーケティングに基づく生産、販売対策 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○就業規則による給料制、休日体制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入
	小麦・大豆 30ha	15,193	機械化一貫体系 品種:ひとめぼれを中心とした 組合せ 一部に直播技術を導入 ほ場の集積	
	大豆作業受託 20ha	253	(小麦・大豆) 稲作機械の稼働率向上 小麦、大豆の二毛作の実施 大豆収穫作業の受託	
	自作地: 5ha 借入地:85ha	(合計) 32,454		
稲作 + 小麦作 + 大豆作 + 露地野菜	水稲 40ha	13,573	主たる従事者5人の農地所有 適格法人 (水稲)	○構成員が共有する経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○就業規則による給料制、休日体制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化
	小麦及び大豆 20ha	7,905	機械化一貫体系 品種:ひとめぼれを中心とした 組合せ 一部に直播技術を導入 ほ場の集積	
	露地野菜 (加工用馬鈴薯) 5ha	3,288	(小麦・大豆) 小麦・大豆の二毛作の実施、 ほ場の有効活用 大豆あとに水稲直播を導入 品種:大豆 ミヤギシロメ等 品種:小麦 シラネコムギ等	
	※土地利用型 野菜	(合計) 24,766	(加工用馬鈴薯) 共同利用機械 (プランター、チョッパー、ハーベスタ等)	

営農類型	経営規模	経営試算	経営形態	生産方式
稲作 + 小麦作 + 大豆作	水稲 60ha	(粗収益) 11,730 万円	【法人経営】 主 7人	(水稲) ・機械化一貫体系 ・品種:ひとめぼれを中心とした組合せ ・一部に直播技術を導入 ・ほ場の集積
	小麦・大豆 30ha	(経営費) 7,540 万円		
	大豆作業受託 20ha	(農業所得) 4,190 万円		(小麦・大豆) ・稲作機械の稼働率向上 ・小麦、大豆の二毛作の実施 ・大豆収穫作業の受託
		主たる従事者 一人当たりの所得 600 万円		
稲作 + 小麦作 + 大豆作 + 露地野菜 (加工用馬鈴薯)	水稲 40ha	(粗収益) 9,320 万円	【法人経営】 主 5人 補 2人	(水稲) ・機械化一貫体系 ・品種:ひとめぼれを中心とした組合せ ・一部に直播技術を導入 ・ほ場の集積
	小麦及び大豆 20ha	(経営費) 6,160 万円		
	露地野菜 (加工用馬鈴薯) 5ha	(農業所得) 3,160 万円		(小麦・大豆) ・小麦・大豆の二毛作の実施、ほ場の有効活用 ・大豆あとに水稲直播を導入 ・品種:大豆 ミヤギシロメ等 ・品種:小麦 シラネコムギ、夏黄金等
		主たる従事者 一人当たりの所得 630 万円		(加工用馬鈴薯) ・機械の共同利用 (プランター、チョッパー、ハーベスタ等)

					<p>稲作 ± 小麦作 ± 大豆作 ± 露地野菜 (青ねぎ)</p>	<p>水稲 40ha 小麦及び大豆 20ha 露地野菜 (青ねぎ) 2ha</p>	<p>(粗収益) 10,070 万円 (経営費) 7,170 万円 (農業所得) 2,900 万円 主たる従事者 一人当たりの所得 580 万円</p>	<p>【法人経営】 主 5人 補 2人</p>	<p>(水稲) ・機械化一貫体系 ・品種:ひとめぼれを中心とした組合せ ・一部に直播技術を導入 ・ほ場の集積 (小麦・大豆) ・小麦・大豆の二毛作の実施、ほ場の有効活用 ・大豆あとに水稲直播を導入 ・品種:大豆 ミヤギシロメ等 ・品種:小麦 シラネコムギ、夏黄金等 (青ねぎ) ・春まき秋冬どり、機械化一貫体系</p>
					<p>稲作 ± 小麦作 ± 大豆作 ± 露地野菜 (玉ねぎ)</p>	<p>水稲 40ha 小麦及び大豆 20ha 露地野菜 (玉ねぎ) 2ha</p>	<p>(粗収益) 9,030 万円 (経営費) 6,000 万円 (農業所得) 3,030 万円 主たる従事者 一人当たりの所得 610 万円</p>	<p>【法人経営】 主 5人 補 2人</p>	<p>(水稲) ・機械化一貫体系 ・品種:ひとめぼれを中心とした組合せ ・一部に直播技術を導入 ・ほ場の集積 (小麦・大豆) ・小麦・大豆の二毛作の実施、ほ場の有効活用 ・大豆あとに水稲直播を導入 ・品種:大豆 ミヤギシロメ等 ・品種:小麦 シラネコムギ、夏黄金等 (玉ねぎ) ・秋まき、機械化一貫体系</p>
					<p>稲作 ± 小麦作 ± 大豆作 ± 露地野菜 (にんじん)</p>	<p>水稲 40ha 小麦及び大豆 20ha 露地野菜 (にんじん) 3ha</p>	<p>(粗収益) 8,930 万円 (経営費) 5,990 万円 (農業所得) 2,940 万円 主たる従事者 一人当たりの所得 590 万円</p>	<p>【法人経営】 主 5人 補 2人</p>	<p>(水稲) ・機械化一貫体系 ・品種:ひとめぼれを中心とした組合せ ・一部に直播技術を導入 ・ほ場の集積 (小麦・大豆) ・小麦・大豆の二毛作の実施、ほ場の有効活用 ・大豆あとに水稲直播を導入 ・品種:大豆 ミヤギシロメ等 ・品種:小麦 シラネコムギ、夏黄金等 (にんじん) ・秋冬どり、機械化一貫体系</p>

					<u>稲作</u> <u>±</u> <u>小麦作</u> <u>±</u> <u>大豆作</u> <u>±</u> <u>露地野菜</u> <u>(にんじん)</u>	<u>水稲</u> 65ha <u>小麦及び大豆</u> 30ha <u>露地野菜</u> <u>(にんじん)</u> 5ha	<u>(粗収益)</u> 14,110 万円 <u>(経営費)</u> 8,950 万円 <u>(農業所得)</u> 5,160 万円 主たる従事者 一人当たりの所得 1,030 万円	<u>【法人経営】</u> 主 5人 補 5人	<u>(水稲)</u> ・ <u>機械化一貫体系</u> ・ <u>品種:ひとめぼれを中心とした組合せ</u> ・ <u>一部に直播技術を導入</u> ・ <u>ほ場の集積</u> <u>(小麦・大豆)</u> ・ <u>小麦・大豆の二毛作の実施、ほ場の有効活用</u> ・ <u>大豆あとに水稲直播を導入</u> ・ <u>品種:大豆 ミヤギシロメ等</u> ・ <u>品種:小麦 シラネコムギ、夏黄金等</u> <u>(にんじん)</u> ・ <u>秋冬どり、機械化一貫体系</u>
					<u>稲作</u> <u>±</u> <u>小麦作</u> <u>±</u> <u>大豆作</u> <u>±</u> <u>露地野菜</u> <u>(キャベツ)</u>	<u>水稲</u> 40ha <u>小麦及び大豆</u> 20ha <u>露地野菜</u> <u>(キャベツ)</u> 5ha	<u>(粗収益)</u> 10,410 万円 <u>(経営費)</u> 7,480 万円 <u>(農業所得)</u> 2,930 万円 主たる従事者 一人当たりの所得 590 万円	<u>【法人経営】</u> 主 5人 補 2人	<u>(水稲)</u> ・ <u>機械化一貫体系</u> ・ <u>品種:ひとめぼれを中心とした組合せ</u> ・ <u>一部に直播技術を導入</u> ・ <u>ほ場の集積</u> <u>(小麦・大豆)</u> ・ <u>小麦・大豆の二毛作の実施、ほ場の有効活用</u> ・ <u>大豆あとに水稲直播を導入</u> ・ <u>品種:大豆 ミヤギシロメ等</u> ・ <u>品種:小麦 シラネコムギ、夏黄金等</u> <u>(キャベツ)</u> ・ <u>秋冬どり、機械化一貫体系</u>
					<u>施設野菜</u> <u>(トマト)</u> 10,000㎡	<u>施設野菜</u> <u>(トマト)</u> 10,000㎡	<u>(粗収益)</u> 12,480 万円 <u>(経営費)</u> 10,460 万円 <u>(農業所得)</u> 2,020 万円 主たる従事者 一人当たりの所得 510 万円	<u>【法人経営】</u> 主 4人 補 2人	<u>(トマト)</u> ・ <u>促成栽培と抑制栽培を組み合わせた年2作体系</u>

	2ha	29,094	<u>主たる従事者5人の農地所有</u> <u>適格法人</u> <u>鉄骨ハウス</u> <u>ロックウール周年栽培</u>	<u>○構成員が共有する経営ビジョンの樹立</u> <u>○複式簿記記帳に基づく財務管理</u> <u>○生産技術の経営的評価に基づく生産管理</u> <u>○経営の展開方向に応じた販売管理</u> <u>○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理</u> <u>○就業規則による給料制、休日体制等の実施、年金制度の適切な活用</u> <u>○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入</u> <u>○消費者ニーズの把握に基づく商品販売力の強化</u>	
<p>注)</p> <p><u>1 個別経営体は、主たる従事者1人、補助従事者1人から2人を想定している。</u></p> <p><u>2 組織経営体は、法人格を有する農業経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間及び給与水準を得るものを想定している。</u></p> <p><u>3 当該農業経営の指標は、各種交付金を考慮している。</u></p>				<p>注)</p> <p><u>1 組織経営体は、法人格を有する農業経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間及び給与水準を得るものを想定している。</u></p> <p><u>2 当該農業経営の指標は、各種交付金を考慮している。</u></p>	

美里町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想 新旧対照表 (別紙1、2)

現 行	変更案
<p>別紙1 (第5の1 (1) ⑥の関係)</p> <p>次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地 (以下「対象土地」という。) の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。</p> <p>1 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体 (対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等 (農地法施行令 (昭和27年政令第445号) 第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。) 又は畜産公社 (農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)</p> <p>○対象土地を農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・ ・ ・ 法第18条第3項第2号イに掲げる事項</p> <p>○対象土地を農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。) として利用するための利用権の設定等を受ける場合 ・ ・ ・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。</p> <p>2 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人 (農地所有適格法人である場合を除く。) 又は生産森林組合 (森林組合法 (昭和53年法律第36号) 第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。) (それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事</p>	<p>別紙1 (第5の1 (1) ⑥の関係)</p> <p>次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地 (以下「対象土地」という。) の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。</p> <p>1 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体 (対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等 (農地法施行令 (昭和27年政令第445号) 第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。) 又は畜産公社 (農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)</p> <p>○対象土地を農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。) として利用するため利用権の設定等を受ける場合 ・ ・ ・ 法第18条第3項第2号イに掲げる事項</p> <p>○対象土地を農業用施設用地 (開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。) として利用するための利用権の設定等を受ける場合 ・ ・ ・ その土地を効率的に利用することができることと認められること。</p> <p>2 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人 (農地所有適格法人である場合を除く。) 又は生産森林組合 (森林組合法 (昭和53年法律第36号) 第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。) (それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事</p>

業に供する場合に限る。)

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができること認められること。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができること認められること。

3 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第6号若しくは第7号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができること認められること

業に供する場合に限る。)

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができること認められること。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができること認められること。

3 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができること認められること

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
<p>1 存続期間は3年以上（農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年以上とすることが相当でないと認められる場合には、3年以上と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途における解約については、当事者双方の合意</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃貸借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定に</p>

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
<p>1 存続期間は3年以上（農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年以上とすることが相当でないと認められる場合には、3年以上と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途における解約については、当事者双方の合意</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃貸借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定に</p>

<p>があった場合に認める。</p>	<p>よって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>があった場合に認める。</p>	<p>よって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>
<p>③借賃の支払方法</p>	<p>④有益費の償還</p>	<p>③借賃の支払方法</p>	<p>④有益費の償還</p>
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃借人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行とするものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき美里町が認定した額をその費や</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃借人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行とするものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき美里町が認定した額をその費や</p>

した金額又は増価額とする旨
を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。
③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ

した金額又は増価額とする旨
を定めるものとする。

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。
③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 Iの場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費等、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>
③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 Iの場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費等、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>
③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>
③所有権の移転の時期	
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>	

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>
③所有権の移転の時期	
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払い期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>	